

所管部課	子ども未来部 子育て支援課	部長	志村 明子	
件名	東大和市子ども・若者・子育て会議条例の一部を改正する条例について			
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例		
	部課機関	保育課		
<p>1. 要旨</p> <p>子ども・子育て支援法改正に伴い、子ども・若者・子育て会議の所掌事務が追加されると共に、引用している条文に変更が生じるため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 改正の主な内容 第2条(所掌事務) 第1項第2号中 「法第43条第2項」を「法第43条第4項」に改める 第1項第3号 「特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関すること」を追加</p> <p>(2) 施行日 令和8年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 関係法令との整合を図り、子ども、若者及び子育てに関する施策を総合的に審議することができる。</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和7年4月25日 子ども・子育て支援法改正 (令和8年4月1日施行) 令和7年6月12日 子ども・子育て支援法改正 (令和8年4月1日施行)</p> <p>総務課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、令和8年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>				